

保護者様

駒ヶ根工業高等学校長

インフルエンザ治癒報告書

お子様がインフルエンザに罹患したことから、病気の悪化と他の児童生徒への感染拡大を防ぐため、「発症した後5日間を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで」の間、出席停止の措置を指示します。この間は家庭で安静を保ち、症状がなくなるまでしっかり治してから登校させてください。

発症日については、咳・鼻汁・発熱等の感冒症状が出現した日となりますが、咳・鼻汁の発症日時は不明瞭なことが多いため、発熱をもって発症としてください。

また、登校の際は以下の治癒報告書を保護者の方が記入して、学校に提出してください。学校保健安全法の規定により登校停止となったこの間は、欠席の扱いとはなりません。

【登校・登園停止期間例】

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
	発症	←	発症後5日間は登校できません			→			
例1	"	解熱	1日目	2日目			登校可		
例2	"		解熱	1日目	2日目	3日目	登校可		
例3	"			解熱	1日目	2日目	登校可		
例4	"				解熱	1日目	2日目	登校可	

※発症後何日目に解熱したかによって登校できる日が決まりますので、上表を参考にご覧ください。

きりとりせん

学校長 様

インフルエンザ治癒報告書

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者名 _____ (印)

受診医療機関名	_____ : (受診日) 月 日 ()
診断名 (○印)	A型 ・ B型 ・ 疑い
発症日	月 日 ()
解熱日	月 日 ()
登校日	月 日 ()
学校を休んだ期間	月 日 () ~ 月 日 ()